

あわらし市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度定期監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和7年8月13日

あわらし市監査委員 杉本 一

あわらし市監査委員 北島 登

記

- 1 監査対象
観光振興課、子育て支援課
- 2 措置内容
別紙のとおり

<<指摘事項>> (4) 補助事業の執行について	
監査の結果	措置の内容
<p>各補助事業のうち、特に市単独事業については、基本的にあわら市補助金交付要綱及び同要綱別表に基づいて執行されているが、令和6年度に執行した補助事業の一部において、補助金交付要綱別表に定める補助金申請書や完了実績報告書の提出期限を超過して提出されたものを受理していた事例が確認できた。</p> <p>公正・公平な補助事業の執行を確保するためにも、所管課においては今一度、補助金交付要綱別表を確認し、事業主体に対する指導等が適切に図られるよう努められたい。</p>	<p>●観光振興課</p> <p>補助事業者に対し、完了実績報告書の提出期限を遵守するよう適切に指導していく。</p>

<<指摘事項>> (5) 業務委託契約の管理について	
監査の結果	措置の内容
<p>業務委託契約の実績報告において業務の目的にそぐわないと認められる出来高が記載されていたものの、内容確認が不十分であったため、変更契約を行うことなく委託料を支出した事例や出来高に記載された業務の一部が契約期間と一致していない事例も確認された。</p> <p>また、業務委託契約書に実績報告に基づき費用を精算する旨の記載があるにもかかわらず、実績報告が確認できず、精算もなされていない事例が確認された。</p> <p>これらについては、あらためて出来高を精査のうえ、不用額と認められる部分については返還を求めることが望ましいと指摘した。</p> <p>また、委託者として、主体的にその業務の進捗・実績を管理し、必要に応じて指導等が図られるように努められたい。</p>	<p>●観光振興課 委託料として執行しているため、仕様書の内容に基づき適正に指導していく。</p> <p>●子育て支援課 令和5年度金津東子どもクラブ実績報告を徴求。 費用や出来高を清算し、令和5年度の運営が適切であると確認した。</p>